

公立大学法人京都市立芸術大学情報システム運用基本規程

(平成29年4月1日理事長決定)

(目的)

第1条 本規程は、公立大学法人京都市立芸術大学情報システム運営基本方針第2条の規定による運用基本規程として、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、もって法人の保有する情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、法人の情報システムを運用・管理するすべての者、並びに利用者及び臨時利用者に適用する。

(定義)

第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで次のものをいい、法人の情報ネットワークに接続する機器を含む。

ア 法人により、所有又は管理されているもの

イ 法人との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの

(2) 情報

情報には、次のものを含む。

ア 情報システム内部に記録された情報

イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報

(3) 情報資産

情報システム並びに情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

(4) ポリシー

法人が定める情報システム運営基本方針及び本規程をいう。

(5) 実施規程

ポリシーに基づいて策定される規程、基準、計画をいう。

(6) 手順

実施規程に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインをいう。

- (7) 利用者
教職員等及び学生等で、法人の情報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (8) 教職員等
法人の役員、常勤又は非常勤の教職員（派遣職員、臨時職員等を含む。）、その他部局総括責任者が認めた者をいう。
- (9) 学生等
京都市立芸術大学学則等に定める学部生、大学院生、研究生等、その他部局総括責任者が認めた者をいう。
- (10) 臨時利用者
教職員等及び学生等以外の者で、法人の情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (11) 情報セキュリティ
情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (12) 電磁的記録
電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (13) 情報セキュリティインシデント
情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、法人規程又は法律に反する事故又は事件をいう。
- (14) CSIRT
法人において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、法人に設置された体制をいう。Computer Security Incident Response Team の略。
- (15) 明示等
情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるよう措置することをいう。

（全学総括責任者）

第4条 法人における情報システムの運用に責任を持つ者として、法人に全学総括責任者を置く。

- 2 全学総括責任者は、情報管理主事をもって充てる。
- 3 全学総括責任者は、ポリシー及びそれに基づく方針、手順等の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を行う。
- 4 全学総括責任者は、情報システムに関する全学向け教育及び各部局総括責任者向け教育を総括する。
- 5 全学総括責任者に事故があるときは、全学総括責任者があらかじめ指名する者が、そ

の職務を代行する。

- 6 全学総括責任者は、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を情報セキュリティアドバイザーとして置くことができる。

(情報システム管理委員会)

第5条 法人における情報システムの円滑な運用のための決定機関として、法人に情報システム管理委員会を置く。

- 2 情報システム管理委員会は、以下を実施する。

- (1) ポリシー、実施規定等の制定及び改廃
- (2) 情報システムの運用及び利用に関する手順の制定及び改廃
- (3) 情報システムに関するセキュリティ対策の決定、並びにその実施状況の把握
- (4) 情報セキュリティインシデントの再発防止策の検討及び実施
- (5) その他情報システムの運用に関し必要な事項

- 3 情報システム管理委員会は、法人の基幹ネットワークに係る管理運営に関する事項を審議するために、部会を置く。

(情報システム管理委員会の委員長)

第6条 情報システム管理委員会の委員長は、全学総括責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて情報システム管理委員会を招集し、その議長として会務を総理する。

(情報システム管理委員会の構成員)

第7条 情報システム管理委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 基幹ネットワーク管理運営部会長
- (2) 各部局総括責任者
- (3) 管理運営部門の長
- (4) その他委員長が特に必要と認める者

(情報セキュリティ監査責任者)

第8条 法人における情報セキュリティ監査に責任を持つ者として、法人に情報セキュリティ監査責任者を置く。情報セキュリティ監査責任者は情報セキュリティを担当する理事をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ監査責任者は、理事長の指示に基づき、監査に関する事務を統括する。
- 3 情報セキュリティ監査責任者は、法人の情報セキュリティに関する情報を共有するために、情報システム管理委員会に参加することができる。

(管理運営部門)

第9条 情報システム管理委員会は、情報システムの管理運営部門を定める。

2 管理運営部門は、全学総括責任者の指示により、以下の各号に定める事務を行う。

- (1) 情報システム管理委員会の運営に関する事務
- (2) 法人における情報システムの運用と利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ
- (3) 法人における情報システムのセキュリティに関する連絡と通報

(部局総括責任者)

第10条 各部局に部局総括責任者を置く。部局総括責任者は部局の長をもって充てる。

2 部局総括責任者は、以下の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 部局における運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置
- (2) 部局におけるポリシー、実施規程、手順等の遵守状況の調査と周知徹底
- (3) 部局における利用者及び臨時利用者向け教育の実施
- (4) 部局における情報資産の管理
- (5) 部局における情報セキュリティインシデントの再発防止策の検討及び実施

3 部局総括責任者は、前項の事項に係る業務の遂行上、必要があると認める場合は、部局に属する教職員等の中から部局総括副責任者を任命し、一部の業務を部局総括副責任者に行わせることができる。

4 部局総括副責任者は、業務の進行状況等を部局総括責任者に適宜報告しなければならない。

(基幹ネットワーク管理運営部会)

第11条 情報システム管理委員会は、法人における基幹ネットワークの適切な管理運営に係る事項の審議を行うため、基幹ネットワーク管理運営部会を置く。

2 基幹ネットワーク管理運営部会は、以下を審議する。

- (1) 基幹ネットワークの運用及び利用に関すること。
- (2) 基幹ネットワークの保守に関すること。
- (3) その他基幹ネットワークの管理運営に関すること。

(基幹ネットワーク管理運営部会の部会長)

第12条 基幹ネットワーク管理運営部会には、部会長を置く。

2 部会長は、全学総括責任者が指名する。

3 部会長は、部会の業務を統括する。

(基幹ネットワーク管理運営部会の構成員)

第13条 基幹ネットワーク管理運営部会は、部会長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理運営部門の長
- (2) 基幹ネットワーク管理運営を担当する職員
- (3) その他部会長が必要と認める者

(情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備)

第14条 全学総括責任者は、CSIRTを整備し、以下を含む役割を明確化する。

- (1) 情報セキュリティインシデントの報告の受付
- (2) 情報セキュリティインシデントの全学総括責任者等への報告
- (3) 被害の拡大防止を図るための応急措置の指示又は勧告

2 全学総括責任者は、情報セキュリティインシデントに対処するための責任者としてCSIRT責任者を置く。

(役割の分離)

第15条 情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割は同じ者が兼務してはならない。

- (1) 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(情報の格付け)

第16条 情報システム管理委員会は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から、当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備する。

(法人外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第17条 全学総括責任者は、法人外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

2 法人の情報システムを運用・管理する者、並びに利用者及び臨時利用者は、法人外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関し、必要な措置を講じる。

(情報システム運用の外部委託管理)

第18条 全学総括責任者は、法人における情報システムの運用業務のすべて又はその一部を第三者に委託して行う場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう、必要な措置を講じる。

(情報セキュリティ監査)

第19条 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査する。

(見直し)

第20条 ポリシーに基づく実施規程又は手順を整備した者は、各規程の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

2 法人の情報システムを運用・管理する者、並びに利用者及び臨時利用者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。